

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小美玉市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理・支給額の決定及び支払・認定請求の処理・現況届の処理・その他届出等・申請、届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童扶養手当システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.受給者台帳情報ファイル 2.扶養者情報ファイル 3.支払情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第15項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 第13, 16, 26, 30, 47, 57, 64, 65, 87, 106, 116, 121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ・公的給付の支援等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小美玉市福祉部子ども課
②所属長の役職名	子ども課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地 小美玉市 総務部総務課 電話 0299-48-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地 小美玉市 総務部総務課 電話 0299-48-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他届出等	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他届出等 申請、届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	マイナポータル、子育てワンストップサービスの運用開始に伴うシステム改修に必要な要件定義を行うため
平成29年6月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	児童扶養手当システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス	事後	マイナポータル、子育てワンストップサービスの運用開始に伴うシステム改修に必要な要件定義を行うため
令和1年6月28日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年5月15日	I 関連情報	小美玉市福祉部子ども福祉課 子ども福祉課長	小美玉市教育委員会子ども課 子ども課長	事後	
令和5年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス	児童扶養手当システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム	事前	
令和5年4月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主幹省令で定める事務を定める命令 第29条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主幹省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第15項	事前	

